

【協議事項】 基準病床数制度の特例による有床診療所の設置等について

制度の概要

- 1 医療法上、診療所に病床を設置するには許可が必要であり、また、基準病床数による制限を受ける。(医療法第7条第3項、第7条の2第1項、第30条の11)
- 2 しかし、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものについては知事の許可を要せず、病床過剰地域でも病床の設置が可能。(医療法施行規則第1条の14第7項)
- 3 2の場合、病床設置後10日以内に知事に届け出ることが必要。(医療法施行令第3条の3)

病床の設置について許可を要しない場合

次の場合には、都道府県知事の許可を要しない。(医療法施行規則第1条の14第7項、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(平成18年12月27日医政発第1227017号))

- 1 知事が医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号(有床診療所の役割)に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所など地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

具体的には、次のいずれかの機能を有している診療所。

- ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)(※)
- イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)
- ウ 患者等からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)
- オ 当該診療所において看取りを行う機能(※)
- カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る)を実施する(分娩において実施する場合を除く)機能(年間30件以上)(※)
- キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

- 2 知事が医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに、療養病床及び一般病床を設けようとするとき。

※アンダーラインは今回の意見聴取案件の適用要件

今回の医療審議会に諮る案件の概要

- 1 意見聴取の対象となる診療所
 - 伊勢宮胃腸外科(長野市:長野医療圏)
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築のために必要な機能(上記ア、オ、カ)を担う診療所として、現在の一般病床17床から、一般病床を2床増床する計画。
 - ・ 医療圏で担う予定の病床機能:慢性期(19床)
- 2 医療圏の病床の状況
 - ・ 基準病床数4,771床に対し、既存病床数4,789床で、過剰地域(+18床)
 - ・ 病床数の必要量(慢性期)1,047床に対し、R2.7.1時点(慢性期)は1,354床で、過剰地域(+307床)
- 3 地域医療構想調整会議での議論
書面協議(令和4年2月22日)により、地域に必要な診療所として病床設置を了承。

基準病床数制度の特例による有床診療所の設置等について
(伊勢宮胃腸外科の増床)

長野市保健所

1 特例対象の事案

(1) 概要

地域包括ケアシステムを担う有床診療所の増床

(2) 開設者

医療法人伊勢宮胃腸外科

(3) 開設場所

長野市伊勢宮 1 - 23 - 1

(4) 増床時期

令和4年11月

(5) 診療科目

外科、内科、胃腸内科、腎臓内科、肛門科

下線は増床後に追加予定のもの

(6) 増床する病床

17床(一般病床・慢性期)から2床(一般病床・慢性期)増床

(7) 増床の理由・目的

伊勢宮胃腸外科は平成元年に開設して以来、訪問診療や紹介患者の看取り等、地域包括ケアシステムを支える診療所として役割を担っている。

開設から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、施設の利便性の向上と勤務環境の改善を図る必要がある中で、新たに内科医の確保の目途が立ったことから、周辺病院から要望のある入院透析を開始するとともに、今後の新興感染症への対応を考慮した施設構造にすることを目的に、診療所の増改築を行い、2床の増床を計画するもの。

2 長野医療圏地域医療構想調整会議の協議結果

令和4年2月22日付けで書面協議を行った結果、基準病床数制度の特例による病床設置について合意が得られた。

基準病床制度の特例有床診療所に係る整備計画について

医療法人 伊勢宮胃腸外科
伊勢宮胃腸外科
院長 神村 盛宜

1 当院の役割と現状

当院は平成元年に有床診療所を開設して以来、30年余り地域の各医療機関や介護事業所との連携のもと、地域の人々の療養や病診連携で地域医療を担って現在に至っています。

最近では、病院からの終末医療での紹介や、介護施設への橋渡し、がん患者の緩和ケア、自院及び紹介患者の看取りなど様々な役割の一端を担うとともに、近隣の病院からは入院透析の開設要望を受けています。

また、在宅医療を支える訪問診療を通して、急変時に適時入院できる体制を目指していますが病床の都合がつかず対応できない時があります。

このような状況等を背景に、数年前から病床が足りない状態が時々起こるようになり、地域の医療ニーズにも十分には対応しきれない状況となっています。

2 施設整備（増床等）の概要

診療所の建物は開院から30年以上が経過し、時代とともに変化する医療に対応するには手狭で不便となったことから、施設の利便性の向上とスタッフの勤務環境の改善を図るとともに、新型コロナウイルス感染者のセパレートや院内感染時の対応を適切に行えるよう、また、地域の病院から要望の高い入院患者の透析を新たに開設するため、病棟を増築し2床の増床を計画するものです。

今回の増改築により、地域の医療ニーズに対応し地域包括医療の構築に更に貢献していきたいと考えておりますので、基準病床制度の特例に基づく有床診療所の増床について、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

【事業計画概要】

施設	増改築
場所	長野市伊勢宮 1-23-1
改築時期	令和 4 年 4 月頃着工、令和 4 年 11 月頃竣工予定
病床の分類	一般病床
病床の機能区分	慢性期
病床数	17 床 <u>19 床 (2 床増床)</u> ・現病棟を 1 床減床 (2 人部屋 個室) ・新築棟に新たに 3 床増床
病床の役割	在宅療養が困難な患者の受け入れ
基準病床制度の特例要件	ア 在宅療養支援診療所の機能 (訪問診療の実施) オ 当該診療所内において看取りを行う機能 カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔 (手術を実施した場合に限る。)を実施する (分娩において実施する場合は除く。)機能 (年間 30 件以上)
標榜科目	(増改築前) 胃腸科、外科、こう門科 (増改築後) <u>外科、内科 (R5.4 ~)、胃腸内科、腎臓内科 (R5.4 ~)、肛門科</u>
常勤医師数	(増改築前) 1 名 (増改築後) 1 名 + 1 (内科医 1 名増)
スタッフ数	看護師 21 名 (内非常勤 8 名)、看護助手 6 名 診療放射線技師 1 名、管理栄養士 1 名、事務 6 名

(参考) 訪問診療件数等の推移

(件数)

	2020 年度	2019	2018
(ア) 訪問診療	178	192	238
(オ) 看取り	9	7	17
(カ) 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔の件数	48	39	46